

## 和歌山県日高川町 地域おこし協力隊募集要項

日高川町は、和歌山県のほぼ中央部に位置し、平成17年5月1日に日高川流域の3町村（旧川辺町、旧中津村、旧美山村）が市町村合併により誕生した町です。

その立地条件を生かして、川辺地区では日高川沿いの平野から支流沿いの山間部において、かんきつ類とりわけ温州みかんを基幹作物として野菜、花き、水稲、梅を組み合わせた複合経営を行っており、近年では施設栽培に取り組む意欲的な経営者も多く、農業の活性化が図られてきました。

中津地区では、平地部での水稲を基幹作物とし、梅、八朔、野菜、千両を組み合わせた複合経営を、美山地区では、平地部での水稲を中心に梅、千両、サカキ、高野マキ等の花木類を組み合わせた複合経営を行っています。

しかし、町の高齢化率は約36%と高く、農業においても高齢化と担い手不足といった課題を抱えており、これまで先人達が発展させてきたこの産地の維持が難しい状況です。

そこで、日高川町の将来の地域農業の担い手となっただけの人材を募集します。

### 1. 募集人員

2人

### 2. 活動内容

#### (1) 就農に向けた取り組み

町内の畑作や果樹農家等の現場での農業技術の習得  
就農に向けた就農計画の策定

#### (2) 日高川町農業・農作物の魅力や情報の発信

農業者とコミュニケーションを図り、現場において色々な情報を収集し、SNSを活用して日高川町の農業・農作物の魅力や情報を発信する活動

#### (3) 次世代につなぐ農地の維持管理

耕作放棄地や耕作放棄地化が見込まれる農地を維持管理し、次世代の担い手につなぐ活動

#### (4) イベント支援活動

農業体験学習等の各種農業イベントの支援活動

#### (5) その他農業振興を図るための取り組み

### 3. 募集対象

次の要件をすべて満たす方です。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない方
- (2) 現在、3大都市圏をはじめとする都市地域等（※）に住民票を有し、試験合格後に住民票を日高川町に移せる方  
※総務省「地域おこし協力隊推進要綱」に定める地域
- (3) 心身ともに健康で、誠実に職務を行うことができる方
- (4) 職務に取り組む意欲と実行力がある方
- (5) 普通自動車運転免許を取得している方
- (6) パソコン操作（必要書類の作成、SNSによる情報発信等）のできる方
- (7) 年齢満20歳以上、満40歳未満の方（令和3年4月1日現在）
- (8) 地域の特性や風習を尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図ることができる方
- (9) 1年以上、最長3年間活動を継続できる方
- (10) 土日、祝日、早朝等の不規則な勤務に対応できる方
- (11) 任用期間満了後、日高川町内に定住し、就農する意思のある方

### 4. 活動地域

町内全域（研修等、活動により町外でも活動）

### 5. 勤務時間等

- (1) 1週間（日曜日から土曜日までの7日間）につき38時間45分とします。
- (2) 1日の勤務時間は7時間45分とします。ただし、1日の勤務時間を超えて勤務が必要となった場合は1週間に勤務しなければならない時間の内で調整します。
- (3) 農作業には土日や祝日を問わない場合がありますので、休日は不定期となる場合が多くあります。

### 6. 雇用形態及び雇用期間

- (1) 日高川町会計年度任用職員として採用します。
- (2) 雇用期間は、採用日から当該年度末とします。ただし、起算日として最長3年まで更新する場合があります。
- (3) 隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

## 7. 給与

給料：月額170,000円

諸手当：期末手当及び通勤手当は、日高川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定により支給します。

## 8. 待遇及び福利厚生

- (1) 年次休暇及びその他の休暇は、日高川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則によるものとします。
- (2) 社会保険等（雇用保険、厚生年金、健康保険等）に加入します。
- (3) 住居については、町が用意します。光熱水費等の生活に必要な経費については、自己負担となります。
- (4) 活動に要する公用車、パソコン等は、町から貸与します。
- (5) 活動に要する消耗品費等は、予算の範囲内で町が負担します。
- (6) 活動に要する旅費は、予算の範囲内で支給します。
- (7) 転入等にかかる費用は、自己負担となります。
- (8) 兼業を認めます。ただし、兼業する場合は兼業内容等について、事前に届出が必要となるほか、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等といった服務規律の観点から一定の制限が設けることがあります。

## 9. 応募方法

### (1) 提出書類

ア 日高川町地域おこし協力隊応募用紙（1部）

イ 住民票抄本（1部）

### (2) 提出先及び問い合わせ先

〒649-1324

和歌山県日高郡日高川町大字土生160番地

日高川町農業振興課

TEL：0738-22-2048（直通）

### (3) 応募受付期間

令和4年1月31日（月）午後5時必着（当日消印有効）

※提出いただいた書類は今回の選考のみで使用し、返却いたしません。

## 10. 選考方法

### (1) 一次選考（書類選考）

受付期間終了後、書類選考の上、選考結果を応募者全員に文書で通知します。

(2) 二次選考（面接）

一次選考合格者を対象に、面接（会場：日高川町役場）を行います。詳細（時間、場所等）については、一次選考結果を通知する際にお知らせします。なお、二次選考に要する交通費等は個人負担とします。

(3) 最終選考結果の通知

二次選考終了後、選考結果を二次選考受験者全員に文書で通知します。

※選考の経過及び結果についての問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

## 11. その他

(1) 日高川町では、平成30年度（2018年度）から地域おこし協力隊を導入し、2人の隊員が地域の方と一緒に活動しています。

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、募集を急遽取りやめる場合がありますのであらかじめご了承ください。